

## 環境と森づくりを考える税制懇話会（第4回）次第

日時：平成21年11月2日（月）

午後1時30分～

場所：県議会議事堂地下会議場

### 1 開 会

### 2 座長あいさつ

### 3 議 事

(1) 論点整理（第3回会議）

(2) 新たな税について

(3) 検討結果の取りまとめについて

(4) そ の 他

### 4 閉 会

### 《配付資料》

次 第

席次表

資料1 論点整理表

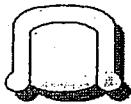
資料2 意見交換会の開催状況

資料3 環境と森づくりの考え方

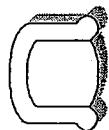
資料4 検討結果の取りまとめ（案）

環境と森づくりを考える税制懇話会第4回会議 席次表

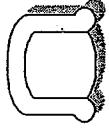
日高座長



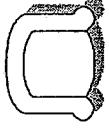
池上委員



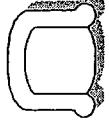
大村委員



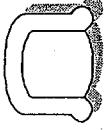
小沢委員



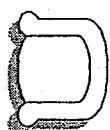
木平委員



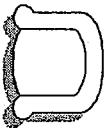
三枝委員



曾根原委員



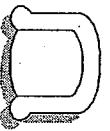
田中委員



仲澤委員



矢川委員



事務局

傍聴席

司会

## 第3回会議論点整理表

	意見	今後の対応
施策の展開方向	<p>○森林保全と低炭素社会の実現の関係性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民にもわかりやすい形の資料が必要。（田中委員）</li> <li>・懇話会の検討テーマとして、森林整備と低炭素社会の両方があるが、森林整備を主体とした上で、その中に低炭素社会につながる森林吸収源対策、バイオマスエネルギー等について組み入れて議論していくこと。 （小沢委員）</li> <li>・アンケートでも、県民の期待は二酸化炭素の吸収、水の問題、防災にある。施策展開の主語は森林においた方がよい。（池上委員）</li> </ul> <p>○担い手について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートでも、担い手の育成（61.1%）が期待されている。（田中委員）</li> <li>・担い手の育成も事業の中に組み入れて欲しい。（矢川委員）</li> </ul> <p>○整備の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的整備により増進した公益的機能を維持するための仕組み（所有者に対する制限）が必要。（木平委員）</li> <li>・公益的機能を増進する上で最適な施業方法を選択することが重要。また、里山の再生等を進めていく際には、実際に施業に関わる技術者等にもその内容がわかるよう的な指針を示していく必要がある。（〃）</li> <li>・森林を整備することによって発生する木材資源については、林内に放置した場合の影響（例えば、生物多様性）等も考慮しながら、有効利用を図ることが必要。（田中委員、木平委員）</li> </ul>	

	意 見	今後の対応
施 策 展 開 に 係 る 財 源	<p>○想定される事業量        ・何年位でどれ位の効果が出るのか、投資に対してどれ位の効果が出るのか。納税者からは、わかりやすい効果性が求められる。(大村委員)        ・間伐は5年から10年に1回しなければならないため、手入れは繰り返し必要という考えでいくことが重要。(矢川委員)</p> <p>○想定される事業費、用途        ・国の補助を前提とせず、総額ではどの位必要か。(座長)        ・補助を前提とした場合、確実に見込んでよいか。(池上委員)        ・環境に重点をおいた場合、間伐以外の作業も必要であり標準経費以上に費用は必要となる。(田中委員)        ・税収をどういった形で新たな施策に充てていくか整理が必要。(座長)        ・独自課税した場合の財源は、県独自の事業とすることが適当。(池上委員)</p> <p>○税を導入した場合の評価        ・税導入による効果を県民から評価する仕組みや、モニタリング方法について、検討しておくことが重要。(木平委員)</p>	

## 環境と森づくりを考える地域意見交換会

### 1 開催状況

開催日	地域	会 場	参加人数	参加委員
9月 17 日(木)	峡南地域	県森林総合研究所 大研修室	36名	三枝委員・矢川委員
9月 18 日(金)	富士・東部地域	県南都留合同庁舎 大会議室	65名	木平委員・田中委員
10月 14 日(水)	中北地域	ぴゅあ総合 中研修室	47名	小沢委員・仲澤委員
10月 23 日(金)	峡東地域	山梨市働く婦人の家 講習室	26名	曾根原委員
合計			174名	

### 2 各会場での意見

#### ①峡南地域

- 現在、外材は 77.6% であり、残りは国産材という現状がある。国産材の利用を促してせめて外材 60%、国産材 40%ほどにしないといけない。
- 県民から広く浅く税を取ることには賛成である。新たな税は間伐等の森林整備だけでなく、バイオマスチップボイラーの普及、県産材の流通量を増やす等、出口の部分でも使ってもらいたい。
- 森林整備を実施するのには林道が必要である。現場に行くのに 3~4 時間かかり、帰りも同じくらいの時間がかかるので、そのあたりも考えてもらいたい。
- 都市部に住んでいる人にも森林整備にかかる費用を負担してもらうはどうだろうか。自治体は、お金を集める事、集めたお金で何をどうするのかという PR を、全県的にやらないといけない。
- 県産材で家を建築するはどうだろうか。県産材で家を建築することで、匠の文化を残すことにも繋がる。
- 仮に、森林環境税を徴収する場合、税が林業の補填と思われないよう、県民のコンセンサスが得られるようにしなければならない。また、素材生産から製品までできる企業の誘致も必要だ。
- 林業の現場で働きたい若者も増えてきているが、一方で、現場で働く若者が辞めてしまう現状がある。現場で働く方の現状を変えないと林業の担い手が育たない。

#### ②富士・東部地域

- 間伐材を使用することと、山林に放置するのでは温暖化対策に大きな差がある。間伐材を学校現場で使っていくことは、子供だけでなく地域の財産にもなる。また、地元の木をすることで環境教育にも繋がる。税を導入するにあたっても、材を利用できて、県民にも還元ができる等、多方面にメリットがある方法が良い。何より、県民に見えるようにすることが大切だと思う。

- 森林所有者の固定資産税、相続税を免除してほしい。県が森林所有者から森林を無償で寄付を受けるシステムがあっても良い。
- 森林整備だけに財源を使うのではなくて、間伐材の利用促進のために補助する制度を導入できないか。
- 森林所有者が不在の里山もあるので、すぐに森林整備が出来ない。自治体と森林所有者と施業者との連携が必要である。
- 森林整備を実施する人が高齢化、減少しているのが問題。
- 山林化した耕作放棄地も対象としてほしい。

#### ③中北地域

- 県産材を住宅に使えるように補助金を出したらどうか。
- 山で手入れをする人材が不足しているので、失業者に対して里山対策をさせるのはどうだろうか。
- 昔と違い、今は、木材を搬出すれば赤字になってしまう状況なので、搬出や運搬などを支援するような施策も必要。
- 里山では、実際に林業を営んでいても、地目が農地のところがあるため補助金が出ないといったことが問題になってきている。
- 森林の境界が分からぬいため、放棄してしまっている所有者がいる。また、伐採後、土地に合わせて樹種転換をしたいが補助金がない。新たな税を、そこにも使ってほしい。
- 木を出しても赤字になるような状況なので、単価的に追いつかない。あらたな税を搬出にも使っていただきたい。

#### ④峡東地域

- 山梨県の環境対策は、企業の CO<sub>2</sub> 排出を制限するのではなく、森林を守ることが良い。森林整備への関心も高まってきており、県民に森林の状況を知らせ、理解を得ることが大切。
- 伐採後の森は自然の森にすべきだ。昔の家は、クリやクヌギ、桜などを使っていた。昔の技術や道具を使えば、そういった木でも家は建築できる。小中学生に対して昔の道具を使って、物づくりの素晴らしさを教えることも重要だと思う。
- 森林は、経済的な感覚でやってはいけない。木というものは長期的なもので、その人の世代に還元されるものではないが、その世代に役立つことも考えてもらいたい。
- このような会を市民会館などで、和気あいあいと出来るように呼びかけて、行政の仕組みを説明したり、繋がりを作ってもらいたい。
- 地球温暖化対策や森林整備は、5年から10年で結果は出ないので、次世代に引き継ぐ教育が必要。しかし、小中学校では、山へ行く環境、時間の問題などで、なかなか進まない。子供達の教育を変えることも必要。
- 山を守るには、木を切らない方が良いと思っている人が多いが、間伐など手を入れることが必要。間伐で出た林地残材は、太いのは柱、細いのはチップとして使ってみたら良い。また、製材工場の整備も必要だと思う。

## 環境と森づくりの考え方

### — 森林の恩恵を受けている県民全體による森づくり —

#### — 県民生活を支える森林の働き

森林は、私たちが暮らすまちや田畠を囲み  
災害の防止や豊かな水を安定的に供給する役  
割を担た。二酸化炭素を貯蔵するとともに、さま  
暖化の防止に大きく貢献する場として重要な役割  
を果たすなど多様な公益的機能を有しています。

#### 低炭素社会実現への貢献

今日、日常生活や事業活動から生じる環境負荷  
の増大により、温暖化の進行など新たな環境問題に直  
面して、こうした課題を乗り越えていくため  
には、二酸化炭素の排出がありません。「低炭素社会」  
への転換を図る必要があります。県土の約8割を占める森林が、「低炭素社会」の  
実現に果たす役割は特に重要であり、適切に維  
持・保全していくことが求められています。

#### — 県民生活を支える森林の働き

森林は、私たちが暮らすまちや田畠を囲み  
災害の防止や豊かな水を安定的に供給する役  
割を担た。二酸化炭素を貯蔵する場として重要な役割  
を果たすなど多様な公益的機能を有しています。

#### 豊かな水をたくわえ、供給する働き

私たちの生活様式や経済環境が変化する中  
で、林業の不振が続いていること、県内で育った  
木材の利用も減少しています。これまで林業を主  
体として守られてきた森林や、日常的に利用  
されてきた里山は、以前のように手入れが行  
き届かず、森林の多様な公益的機能が十分に  
発揮できなくなっています。

#### — 県民生活を支える森林の働き

森林は、私たちが暮らすまちや田畠を囲み  
災害の防止や豊かな水を安定的に供給する役  
割を担た。二酸化炭素を貯蔵する場として重要な役割  
を果たすなど多様な公益的機能を有しています。

#### 山くずれや洪水などの災害を防ぐ働き

私たちの生活様式や経済環境が変化する中  
で、林業の不振が続いていること、県内で育った  
木材の利用も減少しています。これまで林業を主  
体として守られてきた森林や、日常的に利用  
されてきた里山は、以前のように手入れが行  
き届かず、森林の多様な公益的機能が十分に  
発揮できなくなっています。

#### — 新たな森づくりの方向

- 多様な公益的機能の維持・保全を図る森づくり
- 社会全体で支える仕組みづくり

#### 森林は県民共有の財産

#### (森林が有する多様な機能)

#### 二酸化炭素を吸収する働き



#### 低炭素社会実現への貢献

私たちの生活様式や経済環境が変化する中  
で、林業の不振が続いていること、県内で育った  
木材の利用も減少しています。これまで林業を主  
体として守られてきた森林や、日常的に利用  
されてきた里山は、以前のように手入れが行  
き届かず、森林の多様な公益的機能が十分に  
発揮できなくなっています。

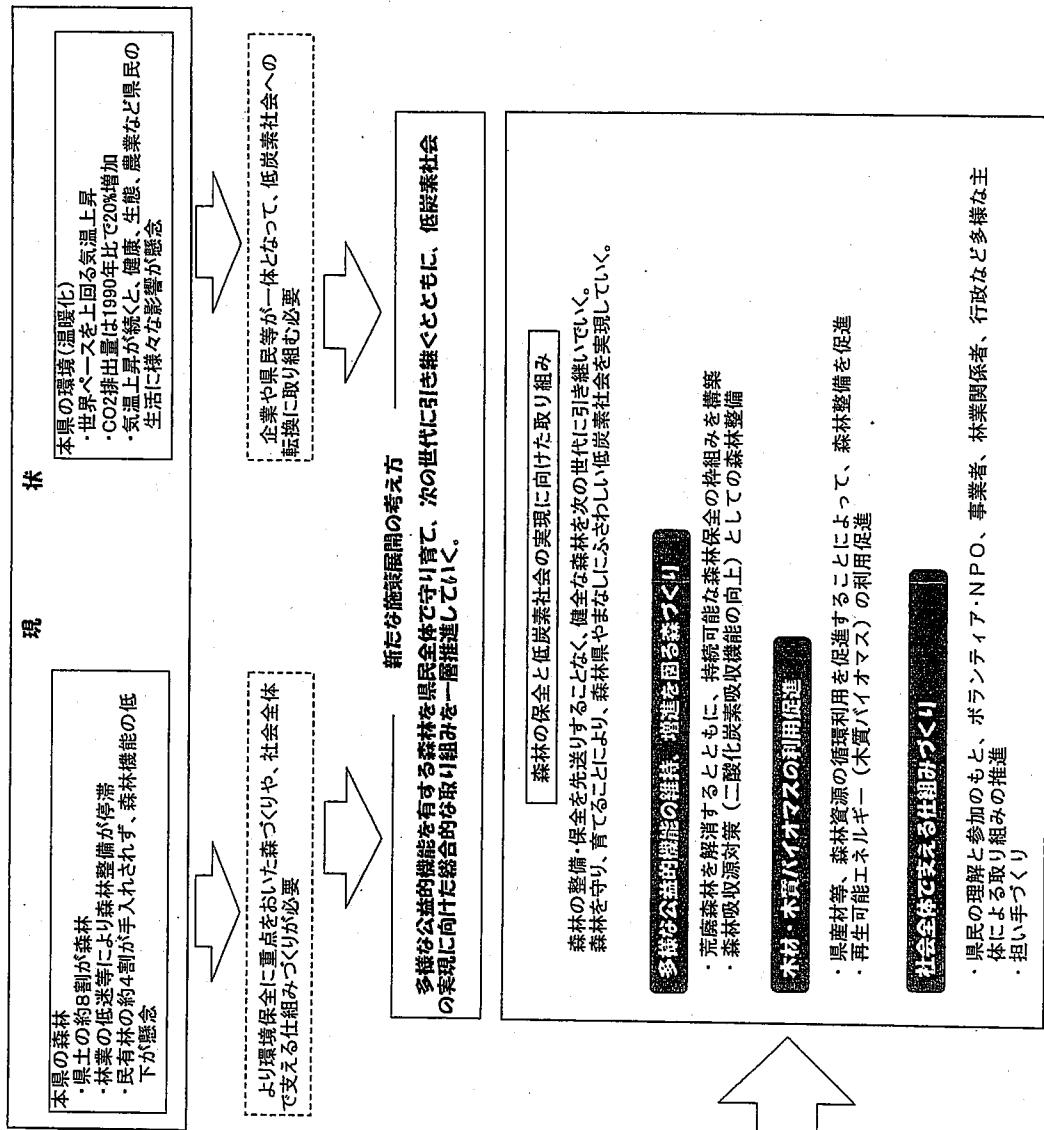
#### 新たな取り組みの必要性

多様な公益的機能を有する森林を保全していくためには、森林所有者や林業関係者の自らの努力のみに委ねるのはなく、そこには、その恩恵を受けている県民全体で守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。そのためには、社会全体で支える、新たな取り組みが必要があります。

#### これまでの森づくりの限界

林業の不振や林業離れた森林が続く中で、所有者が管理しきれずに荒廃した森林が増加する一方、温暖化問題などを背景に、森林に対する県民の期待が高まっています。しかしながら、林業生産活動を基盤として森林の多面的機能の維持につなげていく従来の仕組みのみでは、森林の公益的機能が難しくなっています。

## 環境と森づくりの取り組みと新たな税について



## 新たに取り組みの内容

### 整備が必要な森林

・山梨県の森林面積 約348千ha  
(総面積の約8割)

・うち民有林面積 約185千ha

### 人工林

・民有の人工林面積 約91千ha

・荒廃が進んでいる人工林  
約21千ha(推計)

※ 県有林や国有林等は計画に基づき、適切に管理。

### 天然林

・民有の天然林面積 約94千ha

・放置された里山 約15千ha(推計)  
(森林化した耕作放棄地を含む。)



### 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

#### 元豊かな木立ある森林の再生

長期に放置され荒廃した人工林を整備し、森林の公益的機能の維持増進を図る。

- ・混合した樹木の間伐など森林機能の増進を図るために公的整備の推進

#### 100年の森への説明

伐採適期に達している人工林のうち公益的機能の低下が懸念される森林の維持・回復を図ることにも、公益的機能を維持するに発揮することができる長伐期林に誘導していく。

- ・所有者と協働し、様々な林静で構成され、森林機能を持続的に発揮できる長伐期林への転換を促進

#### 森の森づくりの持続

森林のもつ公益的機能を高度に發揮することが求められる保安林のうち、国の補助事業の対象外であるなどの理由により、整備が行き届いていない保安林の機能回復を図る。

- ・小規模保安林の整備

#### 里山の再生

長期間放置され衰化や竹の繁茂等により荒廃した里山林を整備し、身近な自然とふれあうことができる学習や憩いの場、生物多様性の保全や野生鳥獣との接み分けなど多様な公益的機能の発揮を促進する。

- ・地域が主体となった里山整備に対する支援

※ 上記の事業は、森林の公益的機能の維持・増進を図るために実施するものであり、森林所有者等に対して、事業実施後一定期間、伐採禁止等の義務を課すなどし、事業効果を担保する。

### 木材・木質バイオマスの利用促進

#### 「木材の不使い」推進

学校や公共施設での利用など、県産木材を広くPRし、木の良さを実感できる環境づくりを進めることにより、県産材の需要拡大を促進し、木材利用と森林管理の好循環につなげていく。

- ・学校等における木質内装材や机・イス等の利用促進

#### 木質バイオマスの利用促進

間伐したものとの森林の中に残され活用されていない木材(林地残材)や製材時に発生する端材等の木質バイオマスの活用を促進することによって、森林資源の有効利用を図り、森林整備の促進につなげていく。

- ・未利用資源の搬出促進、ペレットボイラー等の導入支援



### 社会全体で支える仕組みづくり

#### 森林や林づくりに対する理解と活動参加の促進

森林の果たしている役割や現状を県民に理解してもらうとともに、担い手の育成や、ボランティア活動をはじめ様々な形での森林づくり活動への参加促進を図る。

- ・広報、啓発活動
- ・学習プログラム、学習機会の提供 等

#### 県民の主体的な活動の支援

ボランティアやNPOなど県民の主体的な取り組みを支援することにより、森林を守り育てる地域の力を高めて行くとともに、県民が森づくり活動に参加できる機会を増やす。

- ・地域住民やボランティア・NPOの活動支援

#### 県民参画の仕組み

県民や事業者が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みを設ける。

- ・県民参画組織の設置

## 扱い手の育成について

森林整備の扱い手を確保していくためには、新規就労者等の参入促進や労働条件の改善を図るとともに、受け皿となる林業事業体の多くが規模が小さく、経営基盤が脆弱なことから、林業事業体の体质強化を図つてていく必要がある。

現在、縁の雇用扱い手対策や林業労働センターによる各種事業により、新規就労者等の参入促進や労働条件の改善の取り組みが行われていることから、当面、新たな税による扱い手対策は、安定的な事業量を確保することとする。

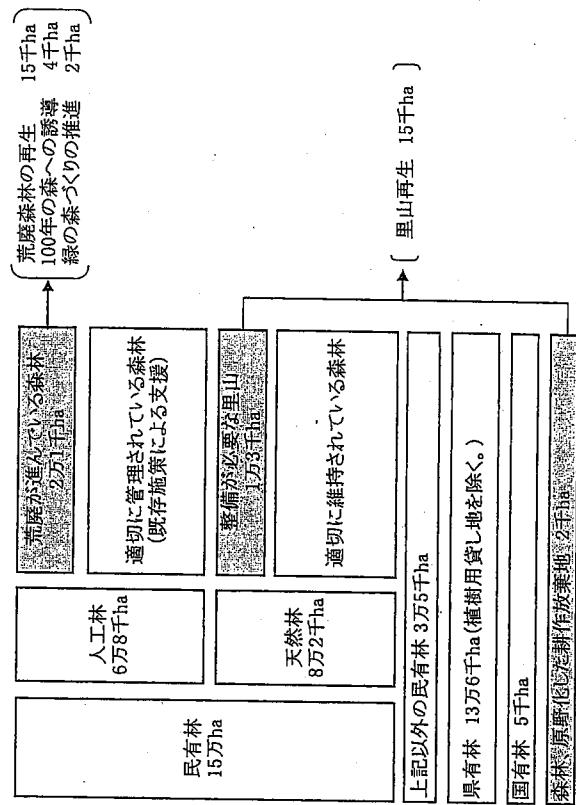
また、この間経営指導等により林業事業体の経営改善を図り、事業量の増加にも対応できるよう取り組んだ上で、必要な扱い手対策を行ふものとする。

### 既存の取り組み

- 1 事業体の育成・体质強化
  - ・ 経営診断費用への助成（林業労働センター）
  - ・ 履用管理の改善のためのセミナー開催（林業労働センター）
  - ・ 林業事業体や森林組合の育成（林業普及指導員による普及指導）
- 2 林業従事者の確保育成
  - ① 就労条件の向上
    - ・ 労働災害補償保険の上乗せ補償制度掛金への助成（林業労働センター）
    - ・ 通年就労奨励金の給付（林業労働センター）
  - ② 労働安全衛生の確保・促進
    - ・ 特殊検診受診料等への助成（林業労働センター）
  - ③ 技術・技能の向上
    - ・ 作業訓練期間中の業務賃償（林業労働センター）
    - ・ 高度技術資格・免許取得への助成（林業労働センター）
    - ・ 林業就業者リーダー＜林業技能作業士＞の養成（林業労働センター）
- 3 新規就労者の参入促進
  - ・ 新規就労者の技術習得期間中の奨励金の助成（林業労働センター）
  - ・ 就職説明会、就業支援講習等の実施（林業労働センター）
  - ・ 就業相談、求人・求職情報の提供（林業労働センター）
  - ・ 就業促進資金の貸付（林業労働センター）
  - ・ 林業就業希望者研修「縁の雇用扱い手対策」（県森林組合連合会）
- 4 労働強度の軽減
  - ・ 高性能林業機械のレンタル料助成（林業労働センター）

## 新たな取り組みの対象となる森林

森林機能の回復が必要な森林面積 3万6千ha



## 新たな取り組みに要する費用

項目	総事業量	概算費用	国補助が見込める場合※
多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり			
荒廃森林の再生	約1.5千ha	総額 約42.5億円	総額 17~24億円
100年の森への誘導 緑の森づくりの推進	約4千ha 1回実施する場合	総額 約9.8億円	総額 5~6億円
里山の再生	約2千ha	総額 約6.8億円	総額 約6.8億円
木材・木質バイオマスの利用促進	年間8か所	年間 4千万／年	年間 4千万／年
「甲斐の木づかい」推進	年間3～5施設	年間5～9千万／年	年間5～9千万／年
木質バイオマスの利用促進	年間3～5施設	年間2～3千万／年	年間2～3千万／年
社会全体で支える仕組みづくり			
理解と参加の促進		年間9百万／年	年間9百万／年
県民参加の森づくり推進		年間10百万／年	年間10百万／年
県民参画組織の設置・運営		年間1百万／年	年間1百万／年

※ 上記の新たな取り組みのうち、国の補助制度の活用が見込める場合の必要額の概算

## 新たな税のあり方

新たな取り組みに必要な財源は、森林の恩恵を享受している県民に薄く広く負担してもらうことが適当である。

□ 方式	県民税超過課税（県民税均等割に一定額を上乗せ）
□ 負担額 (税率)	個人 年間 500円～1,000円程度
法人	現行の均等割額（資本金等の額に応じて年間2万円～80万円）の5% (年間1,000円～40,000円)～10% (年間2,000円～80,000円)程度 ※ 他県の状況や個人とのバランスを考慮
□ 税収規模	年間 約2.8億～5.5億円 (H20実績を基に試算、将来変動する可能性がある。)
□ 課税期間	5年間 (森林保全等の取り組みは長期にわたるが、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しも考慮する必要があることから、当面は5年間とする。)
□ 用途	新たな税の使命については、既存の施策の財源とすることは適当でなく ・既存の事業にない新たな事業 ・現行の制度のみでは不十分で、県独自の施策として充実、強化することにより相当の効果が期待できる事業とする。 取り組みの方向に沿った事業の具体的な内容については、税の導入に向けて、詳細に制度設計を行っていく。

なお、負担額を決定するに当たっては、整備の方法（回数等）、経費の配分、対象森林をどの程度の期間で整備すべきか等を勘案し、総合的に判断する必要がある。  
また、新たな税のほか、国の補助金や寄附金、さらには下流県との連携など、多様な方法によって確保していくことが必要である。

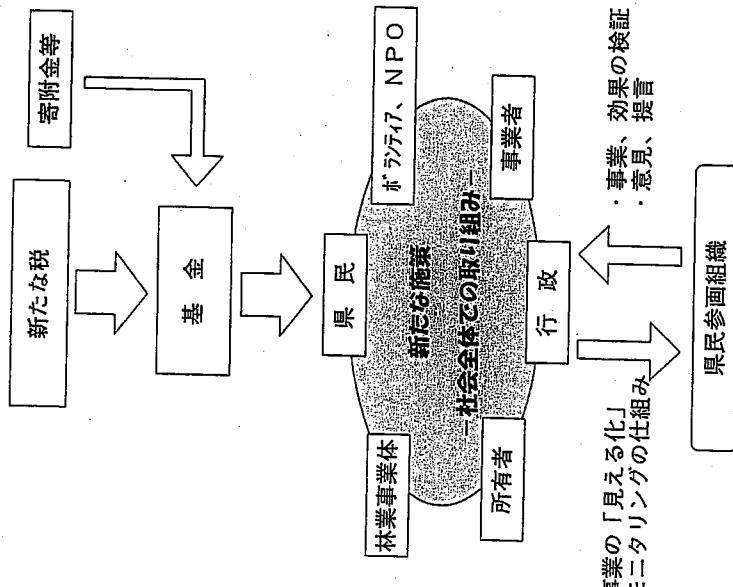
○ 森林機能の回復が必要な森林に対し、間伐等の整備を1回実施する場合に要する期間	収入規模	5年	10年	15年	20年	30年	30年以上
必要な費用の税 収入規 模	2.8億円 程度	□	□	□	□	□	□
必要な費用を税 収入規 模	5.5億円 程度	□	□	□	□	□	□
国補助制 度の活用を 見込んだ場 合	2.8億円 程度	□	□	□	□	□	□
国補助制 度の活用を 見込んだ場 合	5.5億円 程度	□	□	□	□	□	□

※ 期間は、年間の収入規模から里山の再生へ県民参画組織の設置・運営を差し引いた額で、荒原森林の再生 100年の森への誘導、緑の森づくりの推進費用の総額を割り出した場合で、荒原森林の再生 100年の森への誘導、緑の森づくりの推進費用の配分による必要額の概算  
※ 期間についても、木材・木質バイオマスの利用促進などの事業内容については、詳細に制度設計を行う必要がある。

## 新たな税の管理と県民参画の仕組み

### その他導入に当たり留意すべき事項

- 景気の動向と、税導入による県民生活への影響  
バブル経済崩壊後の国内経済の長期低迷や、昨年来、世界的に景気が急落している状況などを考えると、新たな税の導入に際しては、県民に過剰な負担感を与えることのないよう十分な配慮が必要。また、税以外の財源の手当にも努めることが重要。
- 県民の理解  
荒廃森林の解消など、森林の保全を図ることによって、森林の公益的機能が増進することを、広く情報提供し、新たな税導入の必要性を県民に正しく理解してもらうことが重要である。
- 下流域との連携  
本県の森林の恩恵は、水源のかん養等を通じて県境を超えた広い範囲に及んでおり、水源県として、今後も、森林をはじめとする水源環境の保全に取り組む一方、県外下流域からも協力が得られる仕組みづくりに取り組む必要がある。



## 検討結果の取りまとめ（案）

### ◇構 成

1. 新たな森林、環境施策の必要性
  - (1) 森林の現状
  - (2) 温暖化の現状
2. 豊かな環境を守り、育てていくために
  2. 1 基本的な考え方
  2. 2 新たな森づくり
    - (1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
    - (2) 社会全体で支える仕組みづくり
  2. 3 低炭素社会の実現に向けた取り組み
3. 新たな税の導入

### 第4回会議において検討

### 懇話会での検討内容

- やまなしの森林、及び地球温暖化の現状
- 新たな森づくり施策
- 低炭素社会実現に向けた施策
- アンケート等の状況
- 新たな税の導入可能性
- 新たな税の導入に当たっての留意点



## 1. 新たな森林、環境施策の必要性

### (1) 森林の現状

#### 《森林のはたらき》

森林は、「緑の社会資本」として、木材等の生産以外に、災害の防止や水源のかん養など県民の生活基盤を広く支える機能をはじめ、地球温暖化の防止等地球規模での環境を保全する機能など、多面的な機能を有している。

#### ◇森林の公益的機能

##### ① 災害を防止する機能

山崩れや、土砂の流失を防ぐ。

##### ② 水源をかん養する機能

水を貯え、洪水や渇水を緩和し、水質を浄化する。

##### ③ 地球温暖化を防止する機能

二酸化炭素を吸収・固定する。化石燃料の代替

##### ④ 保健休養の場を提供する機能

森林レクリエーションの場を提供し、健康づくりにも役立っている。

##### ⑤ 生活環境や自然環境を守る機能

快適な生活環境を守るとともに、多種多様な生き物の生息・生育の場となっている。

#### ◇森林の有する公益的機能の評価額〔年間〕

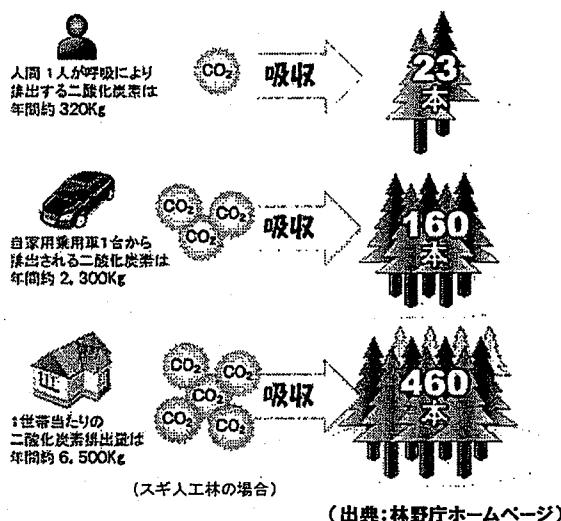
機能区分	項目	全 国	山梨県
土砂災害防止等	表層崩壊防止	8兆4,421億円	1,095億円
	表面浸食防止	28兆2,565億円	4,360億円
	小計	36兆6,986億円	5,455億円
水源かん養	洪水緩和	6兆4,686億円	693億円
	水資源貯留	8兆7,407億円	1,153億円
	水質浄化	14兆6,361億円	1,707億円
	小計	29兆8,454億円	3,553億円
地球環境保全	二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	216億円
	合計	67兆7,831億円	9,224億円

注) 全国の評価額は、森林の多面的機能の内、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能(物質生産機能を除く)について平成13年に日本学術会議が試算した数値。山梨県の評価額は、これと同じ手法で山梨県が平成13年に算出した数値。

## ◇ 溫暖化防止に貢献する森林

樹木は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、幹や枝となり成長していきます。このため、多くの樹木で成り立っている森林は、温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、長い年月にわたって貯めておくことができます。

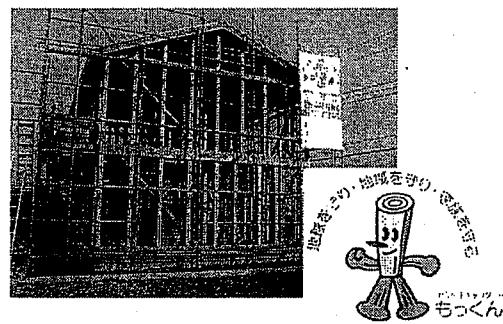
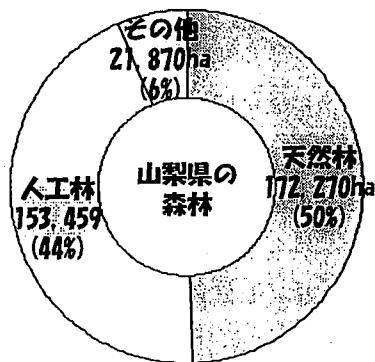
森林の大切な役割の一つである二酸化炭素を貯める能力を発揮させるには、とくに、スギやヒノキなどの人工林では、間伐（木の成長をよくするために本数を調整する作業）などの手入れがかかせません。



間伐直後は、樹木の本数が減った分、二酸化炭素の吸収量は減りますが、間伐することによって樹木の成長がよくなり、その後は間伐した森林の方が、吸収量が増加することがわかっています。

また、木を木材のかたちで利用し残していくば、二酸化炭素を貯めたままでいてくれます。エネルギーとして燃やすなどしても、吸収した分が空気中に戻るだけなので、二酸化炭素全体の量を増やすことにはなりません。

ですから、天然の森林を自然のままで保全していくだけでなく、むかしの人が育ててきた森林（人工林）では、切った木を木材製品や石油にかわるエネルギーなどとして利用し、また木を植えて育てていくということが重要です。



## 《概況》

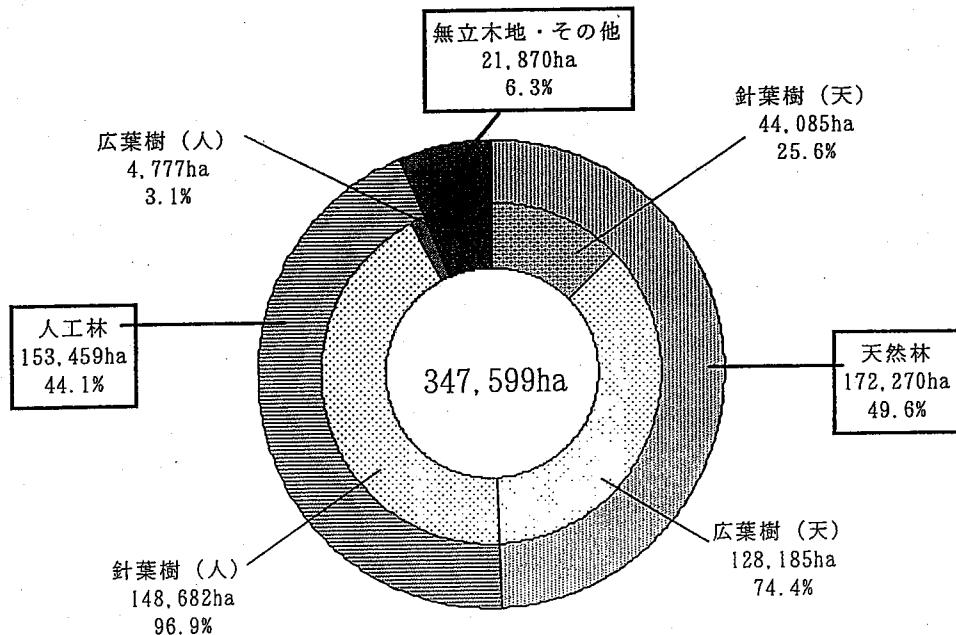
本県は、県土の77.8%を森林が占めており、森林率は全国第4位と、有数の森林県である。

《森林面積と森林比率》

全 国		山 梨 県
37,792 千ha	総面積 (a)	446,537 ha
25,121 千ha	森林面積 (b)	347,599 ha
66.5 %	森林率 (b/a)	77.8 %

本県の森林を林種別にみると、人工林の割合は全体の44.1%となっており、また、所有者別では、民有林が184,699haで全体の53%、県有林が158,252haで46%となっている。

《林種別、樹種別森林面積》



《所有形態別森林面積》

	全 国	山 梨 県
国有林	7,838千ha(31%)	4,648ha( 1%)
都道府県有林	1,200千ha( 5%)	158,252ha(46%)
民有林	16,083千ha(64%)	184,699ha(53%)

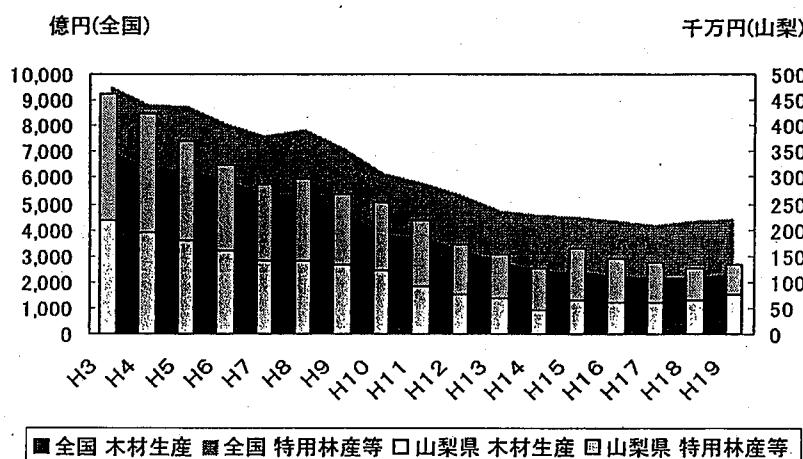
## 《現 状》

平成18年度に県が実施した環境公益林調査によれば、私有の人工林（保安林、資源循環林を除く）の約4割の森林において間伐等の手入れが行われておらず、いわゆる森林の荒廃が進行していることが確認されている。さらに、近年では野生獣による森林被害が増加し森林の荒廃が進む要因となっている。

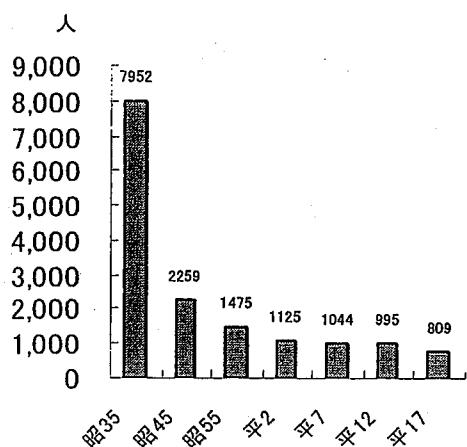
一方、里山においても、竹の繁茂や藪化などが進行し森林機能の低下が懸念されており、野生生物が人里近くまで活動領域を広げる要因にもなっている。

森林整備の主体である森林所有者等は、長期にわたる林業の低迷を背景に、木材の生産活動を通じて森林を適切に維持、管理していくことが困難な情勢にあり、さらに、森林所有者の地元離れや林業離れ、担い手の高齢化などが森林整備の遅れに拍車を掛けている。

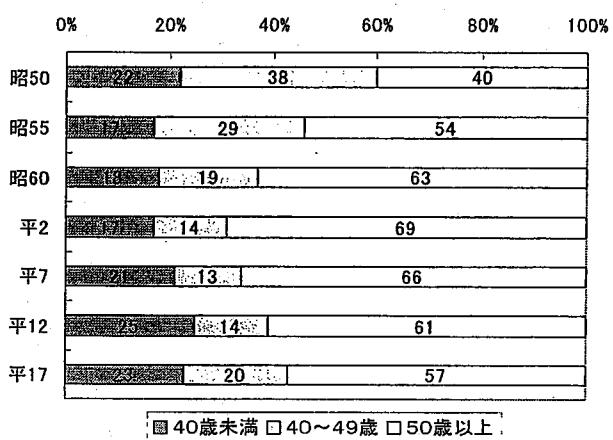
《林業生産額の推移》



《県内林業労働者数の推移》



《県内林業労働者の年齢別割合の推移》



また、環境や森林に対する県民の関心や参加意識が高まる中、ボランティアや企業等による森づくり活動も徐々に広がりを見せてている。

○森林ボランティア団体数 45 団体(H19)

○企業・団体の森の活動状況

年度	H5	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
箇所数	1	2	3	5	9	10	16	23	32	30
面積(ha)	3.6	3.85	6.85	10.29	44.92	49.02	150.81	215.91	421.41	417.45

《課題》

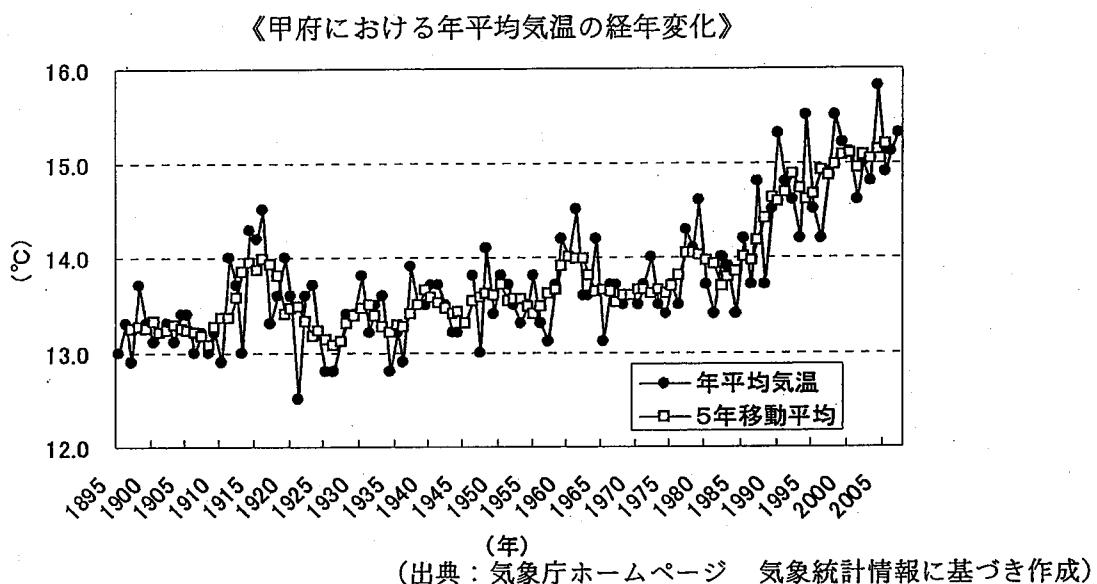
水源のかん養や災害防止、地球温暖化防止など多面的な公益的機能を有し、県民に様々な恩恵を与えてきた森林も、林業の不振と森林整備量の減少という悪循環により民有林を中心として荒廃が進んでおり、こうした状況を放置すると、森林の公益的な機能の更なる低下につながるおそれがある。

森林の公益的機能を、将来にわたって、持続的に發揮させるためには、現状の荒廃した森林の解消を図るとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築する必要があり、より環境の保全に重点をおいた森づくりを推進していくことが求められている。

(2) 温暖化の現状

《現状》

温暖化が世界的に進行する中、本県においては、過去 100 年間に平均気温が 2℃上昇するなど平均を上回るスピードで気温上昇が進んでいる。また、過去の平均気温の上昇傾向からは、2030 年には更に 1.3℃上昇するとの予測もあり、生態系や県民の健康、農業をはじめとする産業への影響等が懸念されている。



### 《課題》

本県では、1990年から2005年までの間に、二酸化炭素等の温室効果ガス総排出量が18.7%増加しており、全国の増加率(7.8%)を大きく上回っている。

《山梨県と全国の温室効果ガス排出量》

温室効果ガスの種類	山梨県 (千t-CO <sub>2</sub> )			全国 (千t-CO <sub>2</sub> )		
	1990 (平成2) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年	1990 (平成2) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	5,730	6,817	6,867	1,144,000	1,257,000	1,293,000
メタン (CH <sub>4</sub> )	60	46	38	33,000	27,000	24,000
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	108	131	152	33,000	30,000	26,000
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	18	44	53	20,000	19,000	7,000
パーフルオロカーボン (PFC)	41	71	49	14,000	9,000	6,000
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	97	49	28	17,000	7,000	4,000
温室効果ガス総排出量	6,054	7,158	7,187	1,261,000	1,348,000	1,359,000

注：全てのガスの温室効果を二酸化炭素に換算して表示

CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの基準年は1990（平成2）年、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>の基準年は1995（平成7）年

特に、本県における二酸化炭素の排出量は、産業、民生、運輸等すべての部門で増加していることから、県民、事業者、行政が、相互の連携と協働のもと、二酸化炭素の排出削減に主体的に取り組むことが求められている。

また、本県は、全国有数の日照時間や豊富な森林資源に恵まれており、こうした地域の特性を生かしたエネルギー対策や森林吸収源対策の推進を図っていくことが求められている。

## 2. 豊かな環境を守り、育てていくために

### 2. 1 基本的な考え方

森林をはじめとする本県の豊かで恵まれた自然や環境は県民共有の財産であり、将来にわたって保全していくかなければならない。

現在の森林の状況や温暖化の影響を考えた場合、これまでの良好で快適な生活を将来にわたって維持していくためには、多様な公益的機能を有する森林を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく必要がある。

こうした取り組みは、森林所有者など一部の人の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、森林の恩恵を受けている県民全体で取り組んでいくことが重要である。

### 県民生活を支える森林の働き

森林は、私たちが暮らすまちや田畠を囲み災害の防止や豊かな水を安定的に供給する役割を担っています。

また、二酸化炭素を吸収することにより温暖化の防止に大きく貢献するとともに、さまざまな生き物が生息する場として重要な役割を果たすなど多様な公益的機能を有しています。

**森林は県民:**

(森林が有する)

山くずれや洪水など

豊かな水をたくわえ、供給する働き

生活環境や

いやしやレクリエーションなど保健休

自然に親しみ、自然の大切さ

### 荒廃が懸念される森林

私たちの生活様式や経済環境が変化する中で、林業の不振が続いている、県内で育った木材の利用も減少しています。

こうしたことを背景に、これまで林業を主体として守られてきた森林や、日常的に利用されてきた里山は、以前のように手入れが行き届かず、森林の多様な公益的機能が十分に発揮できない森林が増えています。

## 共有の財産

る多様な機能)



の災害を防止する働き  
二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き



木材などを生産する働き

休養の場としての働き

を学ぶ教育の場としての働き

### 新たな森づくりの方向

○多様な公益的機能の維持・保全を図る森づくり

○社会全体で支える仕組みづくり

### 新たな取り組みの必要性

多様な公益的機能を有する森林を保全していくためには、森林所有者や林業関係者の自助努力のみに委ねるのではなく、これからは、その恩恵を受けている県民全体で守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのためには、社会全体で支える、新たな森づくりに取り組む必要があります。

### これまでの森づくりの限界

林業の不振や林業離れが続く中で、所有者が管理しきれずに荒廃した森林が増加する一方、温暖化問題などを背景に、森林に対する県民の期待が高まっています。

しかしながら、林業生産活動を基盤として森林の多面的機能の維持につなげていく従来の仕組みのみでは、森林の公益的機能を維持していくことが難しくなっています。

## 新たな取り組みのイメージ



## 2. 2 新たな森づくり

山村に生活する人々や林業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の豊かな森林を次の世代に引き継いでいくためには、荒廃した森林の解消を図るとともに、木材資源の循環利用を推進していく必要がある。

そのためには、従来の森林・林業施策に加え、環境の保全に重点において森づくりに、森林の恩恵を受けている県民全体で取り組んでいくことが重要である。

### (1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

#### 《取り組みの方向と事業例》

① 森林荒廃を解消するとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築する。

この場合、森林所有者等に対して、一定期間伐採を禁止するなど、森林機能を保全していくために必要な措置を講ずる必要がある。

○ 長期に放置され、荒廃した人工林を整備し、森林の公益的機能の維持増進を図る。

○ 成熟期を迎える森林を長伐期林に誘導することによって、森林の公益的機能の持続的な発揮を図りながら、森林資源の有効利用を促進する。

○ 森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる保安林の整備を推進する。

○ 地域や住民生活に密着した里山等を、市町村や住民など地域の力によつて再生する。

② 木材や木質バイオマスなどの利用を通じて、誰もが森林の恩恵を理解、実感できる環境づくりを進めることによって、森林資源の循環利用を促進し、森林整備の推進を図る。

○ 学校等における県産材を使った机、イスの導入を支援し、木の良さを実感できる環境を整備することにより、子どもや保護者等に木の文化に対する

る理解を深めてもらい、県産材の利用促進や需要喚起につなげていく。

- 木材としての利用に適さず林内に残されている未利用材等の搬出を促進するとともに、ペレットボイラーの導入支援などを通じて、木質バイオマスの利活用を促進する。

## (2) 社会全体で支える仕組みづくり

### 《取り組みの方向と事業例》

- ① 県民の理解と参加のもと、社会全体で支える仕組みを構築する。

- 森林の役割や森づくりの重要性について理解や関心を高め、多様な公益的機能を有する森林を社会全体で守り育てていく意識を醸成する。
- 地域住民やボランティア・NPO等が自ら企画、実施する森づくりのための活動を支援する。
- 環境保全の取り組みや森づくりの進め方などについて、県民や事業者等が幅広く参加し、意見を反映できる仕組みを設ける。

- ② 森づくりを支える担い手を増やしていく。

- 地域の住民やボランティア・NPO、都市の住民など多様な担い手を確保していくための情報や活動機会を提供する。
- (担い手の育成)

### 第4回会議において検討

## 2. 3 低炭素社会の実現に向けた取り組み

国の地球温暖化防止行動計画では、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を推進するものとされており、本県の自然環境を生かした再生可能エネルギーの利用促進や森林整備による吸収源対策の推進に、積極的に取り組む必要がある。

本県では、平成20年12月に、山梨県地球温暖化対策条例を制定とともに、21年3月には、山梨県地球温暖化対策実行計画を策定した。

一方、県が実施した県民意識調査では、新たな税の使途としては太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進より森林の整備を優先すべきとの結果となっている。また、森林については、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防ぐ機能も大きく期待されている。さらに、太陽光発電からの余剰電力の買取りを電気事業者に義務づける新たな買取制度が11月に施行し、来年4月から料金へ転嫁されることとなっており、国民の負担増のもと、太陽光発電を促進する新たな制度が開始される予定である。

これらのことから、低炭素社会の実現に向けた新たな取り組みとしては、当面、森づくりの施策でもある木質バイオマスの利用促進、及び吸収源対策である森林の整備を進めることが適当である。

さらに、県民意識調査の結果では、地球温暖化の解決に向けては、県民、事業者、行政など全ての人が協力して取り組むべきであると多くの県民に認識されており、全県的に取り組みを進めるためには、これを支える人・地域・仕組みづくりを進めることが適当である。

#### 《取り組みの方向と事業例》

##### ①森林吸収源対策の推進

- 間伐等の森林整備の推進

##### ②再生可能エネルギーの利用促進

- 木質バイオマスの利用促進

##### ③環境教育等の推進

なお、県の地球温暖化対策実行計画の進捗、及び国における温暖化対策税の検討や今後の施策動向によっては、新たな対応が必要となる点に留意する必要がある。

### 3. 新たな税の導入

#### (1) 財源確保の必要性

本県財政の状況をみると、歳入面では、県税収入は景気後退が続く中で、本年度は過去最大の大幅な減収が見込まれるとともに、三位一体の改革による地方交付税の縮減などの影響により、財源不足が拡大している。

また、歳出面においても、社会保障関係費や公債費などの義務的経費の増大が今後も続くと見込まれる。

こうした状況を踏まえ、県は、平成19年12月に「山梨県行政改革大綱」を策定し、県債等残高の削減や人件費の抑制などに取り組んでいるが、県財政は依然厳しい状況が続いている。

こうした中、当懇話会で検討した、森林の恩恵を受けている県民全体で取り組む新たな森づくりは、従来の森林・林業施策の範囲を超えるものであり、現在の県の財政状況を勘案した場合、新たに、安定的な財源を確保する必要がある。

#### (2) 費用負担のあり方

森林は水源かん養や災害の防止などの多様な公益的機能を有しており、その恩恵は県民に等しく及んでいる。低炭素社会の実現に向けた取り組みについても、その受益は一部に限定されるものではない。

第4回会議において検討

・税の使途

第4回会議において検討

・新たな税制度

方式、税率、課税期間 等

第4回会議において検討

・その他導入に当たり留意すべき事項)

第4回会議において検討

